

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

「グループホームウイズ B」運営規程（共同生活援助）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人ウイズ福祉会（以下「事業者」という。）が設置する「グループホームウイズ B」（以下「事業所」という。）において実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定共同生活援助の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定共同生活援助の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第10項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）において相談、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理・洗濯及び掃除等の家事生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の支援を行うものとする。

2 指定共同生活援助の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障がい福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障がい者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、法及び関係法令等を遵守し、指定共同生活援助を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第3条 指定共同生活援助を行う名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 グループホームウイズ B

（2）所在地 鹿児島県薩摩川内市入来町浦之名7052番3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。ただし、厚生労働省で定める基準を下回らない範囲で変動する事がある。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

管理者は、職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定共同生活援助の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名 (常勤職員 1名)

サービス管理責任者は、利用者の共同生活援助計画を作成するとともに、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整等、他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行う。

(3) 世話人 3名 (非常勤職員 3名)

世話人は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、次号に規定する生活支援員と協同して、適切に援助する。

(4) 生活支援員 1名 (非常勤職員 1名)

生活支援員は、食事の提供、生活上の相談及び入浴等の介護等について、前号に規定する世話人と協同して、適切に援助する。

(指定共同生活援助を提供する主たる対象者)

第5条 指定共同生活援助を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者
- (2) 精神障害者
- (3) 身体障害者

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は5名とする。

(指定共同生活援助の内容)

第7条 事業所で行う指定共同生活援助の内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 日中活動の場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

- (8) 体験利用における支援
- (9) 食事や入浴、排せつ等の援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助を提供した際には、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等基準額の支払いを受けるものとする。

3 次に定める費用については、毎月 日に翌月分を利用者から徴収し、毎年3月末日に精算し、差額が生じたときは、利用者にその残金を返還もしくは徴収するものとする。

(1) 家賃 月額 30,000 円

(2) 光熱水費 月額 8,500 円 居室電気代 実費

(3) 食材料費 日額 1,100 円 (朝 300 円 昼 320 円 夜 480 円)

(4) 日用品費等日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

月額 1,300 円

4 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うこと。
- (2) 利用者にあたっての費用負担について了解し、月々負担すること
- (3) 他の入居者と協調的に共同生活がおくれること。
- (4) 体調の変化・異常があればその旨申し出ること
- (5) 介護上必要な用具や指示等があれば、その旨申し出ること

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業者は、当該利用者が同一の月に事業所が提供する指定共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービスを受けたときは、当該指定共同生活援助及び他の指定障がい福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び当該他の指定障がい福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業所に通知しなければならない。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

- 第11条 事業所は、指定共同生活援助の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は歯科協力医療機関もしくは利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。
- 2 指定共同生活援助の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障がい福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第13条 事業所は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行う。
- 2 事業所は、当事業所において感染症または食中毒が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の為の研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等に関する事項)

第15条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 身体拘束の適正化の為の対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底する。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(苦情解決)

第16条 提供した指定共同生活援助に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定共同生活援助に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定共同生活援助に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定共同生活援助の記録、帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 提供した指定共同生活援助に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事または市町村長が行う報告若しくは帳簿書類のその他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定共同生活援助事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者またはその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

5 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るものとする。

(業務継続計画「BCP」の策定等)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(ハラスメント防止)

第19条 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、当該指定共同生活援助を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。